議案第３８号

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

七飯町長　杉　原　　太

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第１１条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される七飯町議会議員及び七飯町長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された七飯町議会議員及び七飯町長の選挙については、なお従前の例による。